

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土施第1号

簡易公募型総合評価落札方式(標準型) 共同企業体発注に係る手続開始の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成26年6月18日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1. 業務の概要

- (1) 業務名 : 名護高校校舎改築工事基本設計業務
- (2) 建設場所 : 名護市大西
- (3) 業務概要 : 高等学校の建替工事に係る基本設計業務

・ 建物の概要

施設名称 名護高等学校

用途 高等学校

構造・階数 協議による

延べ面積 校舎 : 9,641㎡、屋内運動場及び武道場・水泳プール1,700㎡

【武道場の大きさは350㎡、水泳プールの水面積は400㎡とする】

敷地面積 約21,138㎡

- (4) 履行期限 : 契約締結日の翌日から平成27年3月13日までとする。
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の提出を求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。
- (6) 入札については、電子入札又は郵便入札により行う。

2 入札参加者に要求される資格

- (1) 参加者に共通して求める要件(共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。)
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
 - ウ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - オ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。
 - カ 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。
 - (ア) 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - a 親会社と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしaについては、会社の一方が更生会社又は

更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

ク 沖縄県内に営業拠点（本店）があること。

ケ 入札参加希望者は、同種業務又は類似業務において1件以上の実績を有すること。なお、「同種業務」とは、以下の(ア)、(イ)及び(ウ)の a、全ての項目に該当する実績を、「類似業務」とは、以下の(ア)、(イ)及び(ウ)の b、全ての項目に該当する実績をいう。

(ア) 平成16年4月1日以降に契約履行が完了した設計業務実績

(イ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績

(ウ) 以下を満たす施設の設計業務実績

- a 同種業務の実績における対象施設は下記のとおりとする

建築物用途 平成21年国土交通省告示第15号別添2第七号又は第八号に掲げる施設

主たる構造 鉄筋コンクリート造

延べ面積 3,500㎡以上

設計内容 基本設計又は実施設計

発注者 沖縄県、沖縄総合事務局及び市町村等の地方公共団体（以下「沖縄県等」という。）が発注者である委託業務

- b 類似業務の実績における対象施設は下記のとおりとする

建築物用途 平成21年国土交通省告示第15号別添2第七号及び第八号に掲げる施設

延べ面積 1,000㎡以上

設計内容 基本設計又は実施設計

発注者 沖縄県等が発注者である委託業務

コ 実施方針及び評価テーマが適正であること。

(2) 配置予定技術者の要件は下記による

ア 管理技術者(※1)として一級建築士が配置できること。

イ 主任担当技術者は(※2)、平成16年4月1日以降に完了した同種業務又は類似業務において1件以上の実績を有していること。なお、「同種業務」及び「類似業務」とは、2.(1).ケによる。

ウ 管理技術者は、過去6ヶ月以上にわたり入札参加希望者と直接的な雇用関係があること。

エ 主任担当技術者は、沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に建築関係コンサルタントとして登録されている事務所に所属している者であること。

オ 管理技術者及び主たる分担業務分野(※3)(建築分野)の主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。

カ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。

キ 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

ク 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者は、下記の表に掲げる各分野ごといずれかの資格を有すること。

建 築	一級建築士、二級建築士
構 造	一級建築士、構造設計一級建築士、二級建築士
電 気	建築設備士、技術士、一級建築士、設備一級建築士、一級電気施工管理技士、二級建築士、二級電気工事施工管理技士
機 械	建築設備士、技術士、一級建築士、設備一級建築士、一級管工事施工管

理技士、二級建築士、二級管工事施工管理技士

- ケ 管理技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）の契約金額が4億円未満かつ件数が10件未満であること。
- コ 各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）の契約金額が2億円未満かつ件数が5件未満であること。
- サ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、平成16年4月1日以降に契約履行が完了した同種業務又は類似業務に携わった実績があること。なお、「同種業務」及び「類似業務」とは、2. (1). ケによる。
- シ 分担業務分野のうち、「建築」、「電気」、「機械」を再委託しないこと。
- ス 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が沖縄県の平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し登録された者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。

- 注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成12年6月2日土技第158号）第15条の定義による。
- ※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- ※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術提案書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、別記様式9に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。
- ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。

分担業務分野	業務内容
建 築	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機」に係るもの

- (3) 共同企業体の結成にあたっての要件
- ア 2者又は3者共同企業体とする。
 - イ 自主結成方式とする。
 - ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員ではないこと。
 - エ 代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者であること。
 - オ 構成員のうち、最小の出資者の出資割合は2者共同企業体の場合は30%以上、3者共同企業体の場合は20%以上であること。
 - カ 共同企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。
 - キ 管理技術者は、共同企業体の代表者に所属していること。
 - ク 共同企業体の代表者は、2名以上の一級建築士が所属している事務所であること。
 - ケ 共同企業体の代表者は、沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿における建築関係建設コンサルタント業務区分において、建築一般又は意匠に登録している者であること。
- (4) 業務実施体制に関する要件 入札説明書による。
- (5) 入札参加者を指名するための基準等
- 上記によるもののほか、測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。詳細は入札説明書による。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は20点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 企業の評価

(イ) 配置予定技術者の経験及び能力

(ウ) 実施方針等

(エ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点＝60点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

エ 総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(2) 落札候補者の選定方法

落札候補者の選定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者について下記のア、イ、及びウに基づき選定する。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

ウ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務等における総合評価方式低入札価格調査試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

(3) 落札者の決定方法

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

4 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 企業の技術職員数
- (2) 企業の有資格者数
- (3) 企業、管理技術者等の平成16年4月1日以降の同種業務又は類似業務の実績
- (4) 管理技術者等の実務経験年数
- (5) 専門分野の技術者資格
- (6) 管理技術者等の受賞実績
- (7) 施工体制

5 技術提案書の評価基準等

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 管理技術者等の平成16年4月1日以降の同種業務又は類似業務の実績
- (3) 管理技術者等の実務経験年数
- (4) 管理技術者等の受賞実績
- (5) CPDの取得単位
- (6) 施工体制

(7) 業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

6 手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部施設建築課企画班

TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成26年6月18日(水)から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービス

【沖縄県電子入札ポータルサイト】<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：平成26年7月2日(水)17:00まで

イ 提出場所：上記(1)に同じ

ウ 提出方法：電子入札システム、持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は書留郵便等配達の記録が残るものに限る。

エ 提出書類：入札説明書による。

オ 技術提案書の提出要請の通知(選定通知)：電子入札システム又は、郵便等をもって平成26年7月9日(水)を予定する。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：平成26年7月31日(木)17:00まで

イ 提出場所：上記(1)に同じ

ウ 提出方法：電子入札システム、持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は書留郵便等配達の記録が残るものに限る。

エ 提出書類：入札説明書による。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書及び業務費内訳書は、電子入札システム又は郵便により提出すること。なお、郵便の場合は配達証明付き書留郵便で配達日指定郵便とし、郵送すること。

ア 入札日時

(ア) 電子入札システムによる場合

入札書提出日時 平成26年8月6日(水)9時00分から17時00分まで

(イ) 郵送による場合

a 配達指定日 平成26年8月6日(水)

配達指定日以外の日に届いた場合は、入札書等は受理しないものとする。

b 配達場所 上記(1)に同じ

c 郵送により入札書を提出するものは、「沖縄県電子入札運用基準」により所定の手続きをとること。

(ウ) 提出書類 入札説明書による

イ 開札日時

(ア) 電子入札システムによる場合 平成26年8月7日(木)10時00分

(イ) 郵送による場合 平成26年8月7日(木)9時50分

開札場所 沖縄県庁11階第1入札室

ウ 開札方法 電子入札システムにより開札

7 その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをす

べて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無し

(5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。

(6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合については、入札説明書による。

(7) 関連情報の問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部施設建築課建築班

TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(8) 詳細は、入札説明書、沖縄県電子入札運用基準及び沖縄県土木建築部競争入札心得による。